



新入社員



当事務所にも、今年2名の新入社員が入社いたしました。入社式での挨拶を聞いていて、初々しさとともにこれから始まる社会人生活への希望も感じることができました。会計事務所は2月から5月が繁忙期となりますので、新入社員は研修のあとすぐに忙しい現場に入ることになります。大変とは思いますが、なんとか乗り切って成長していただきたいと願っております。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

（孝志洋）



完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

令和4年度税制改正において、内国法人（一般社団法人等を除く）が支払いを受ける配当等で、完全子法人株式等（持株比率100%）及び関連法人株式等（持株比率1/3超・直接所有）から受ける配当等については、その配当等に係る所得税の源泉徴収が廃止されました。

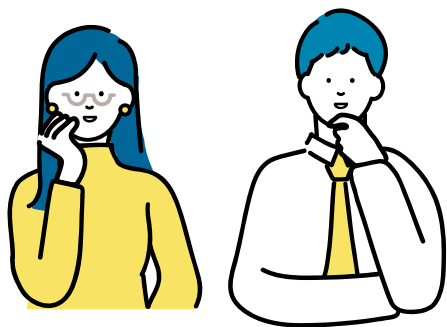
完全子法人からの配当については、親法人の法人税の算定にあたり、その全額を益金不算入とすることが認められていることから、法人税が課されません。にもかかわらず、源泉徴収の対象となっていたため、効率性・有効性等を高める検討を行うべきと会計検査院から指摘がされたことが改正理由です。

これにより、支払側の子法人等は源泉徴収事務負担がなくなり、受取側の親法人は受取配当等に係る源泉所得税相当額の税額控除の事務負担がなくなることになります。

令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用されますので、事務担当者の方はご注意ください。

また、本件関連法人株式等に該当するか否かの判定に関しては、受取配当等益金不算入制度にある保有期間要件がなく、基準日ベースのみで判定する点にも留意が必要です。

（大寺）



リスマネ委員会 老後に必要な保険は？

老後（定年後）は生活や収支が大きく変化します。定年以降も働くケースは増えていますが、一方で公的年金のみで暮らす方も多く、収入は低くなりがちです。その際、病気やケガ、万が一のことがあった時のリスクカバーの為に、しっかりと保険の準備を済ませておくことが必要です。

では、こういった保険が必要なのでしょう？

- 入院・ケガ等に備えるための医療保険
- 万が一に備えるための死亡保険
- 介護状態に備えるための介護保険
- 老後の生活資金のための年金保険

次号より、内容を詳細に解説していきます。

（さくらビジネス）



★ 労働保険 年度更新

「労働保険概算・確定保険料申告書」が労働局より送付されます。

令和4年度の確定保険料の申告・納付
令和5年度の概算保険料の申告・納付・・・提出期限：令和5年7月10日まで



なお、当事務組合（徳島県労務能率協会）に加入していただいている事業主様においては、当事務組合が労働保険料の申告・納付の事務を事業主様に代わって行います。

雇用保険料率にご注意下さい。

事業の種類	令和4年4月1日～令和4年9月30日			令和4年10月1日～令和5年3月31日			令和5年4月1日～		
	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率	① 被保険者負担率	② 事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

★ 社会保険 算定基礎届

提出期限：令和5年7月10日まで

社会保険料を決定する標準報酬月額、7月1日現在の全被保険者（70歳以上の被用者含む）に、4月から6月に支払った賃金をもとに、毎年1回決定します。（定時決定）

対象外

- (1) 6月1日から7月1日までの間に被保険者資格を取得した人。
 - (2) 6月30日以前に退職した人。
 - (3) 7月に随時改定の対象となる人。
 - (4) 8月または、9月に随時改定が予定されている申出を行った人。
- （坂尾）

資産税係 遺留分対策

法定相続人には法定相続分の1/2の遺留分が認められています。（兄弟姉妹や甥・姪の遺留分は認められていません。）遺言書の内容に著しい偏りがあった場合は「遺留分の侵害」として侵害額を請求できます。また遺留分には生前贈与や特別受益も考慮されます。

遺留分対策として以下のことがあげられます。

(1) 早めの生前贈与

遺留分を算定するための財産に含まれる「贈与財産」は、原則的には、相続人以外の者に対して相続開始前の1年間にしたもの、相続人に対して相続開始前の10年間にしたものです。（2019年7月以降の相続開始より）その期間よりも前に贈与を完了すれば遺留分の算定のための財産に入りません。

(2) 生前贈与+相続放棄

相続放棄をすると、「初めから相続人でない」ことになるので、生前贈与は「相続人以外の者に対する贈与」となり相続開始前の1年間にしたものが遺留分算定のための財産になります。

(3) 有償譲渡

適正時価で譲渡すれば、贈与財産に該当せず、遺留分の算定のための財産にはなりません。

(4) 遺言で遺留分の負担の順序を指定

遺言者は、遺言で遺留分の負担をどの順序で行うかを指定することができます。例えば、同族会社の経営安定のため、遺留分権利者に無議決権株式を相続させるなど。

(5) 生命保険で侵害額を準備

被保険者の死亡によって支払われる死亡保険金は、通常の場合、遺留分を計算する上での基礎財産に含まれません。遺留分侵害額請求される可能性の高い相続人を保険金の受取人にして、遺留分侵害額請求された場合の支払い原資にすることも可能です。一時払終身保険であれば、支払った保険料だけ遺産も減るため、遺留分そのものの減少にもなります。

(6) 養子縁組

相続人の増加は遺留分の減少になります。ただし、養子縁組が遺留分の減少のみを目的としている場合、無効になる可能性が高いのでご注意ください。

（坂田）

6月の社会保険労務

■ 6月30日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 児童手当現況届
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- ※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日土日祝を除く)
- ※ 男女雇用機会均等月間
- ※ 外国人労働者問題啓発月間
- ※ 男女共同参画週間(23日～29日)



6月の税務

■ 6月12日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付

■ 6月15日

2. 所得税の予定納税額の通知

■ 6月30日

3. 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
4. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費

税・地方消費税>

6. 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

- 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- 9. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

会計制度 税効果会計⑩ STEP4 企業分類の判断

繰延税金資産の回収可能性を判断する際、企業の過去の課税所得の発生状況や将来の業績予測等の要件に基づき、企業を5つに分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定することとしています。(企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、回収可能性適用指針)15項)

今回は分類1から分類5のうち、分類1と分類2について説明します。

★ 分類1の判断指針

期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を過去(3年)および当期のすべての事業年度において計上している企業で、当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない場合は、分類1とされます。この場合、今後も十分な回収可能性が予測できることから、一般的にスケジューリングを考慮せずに、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があると判断することができます。(回収可能性適用指針17項、18項)

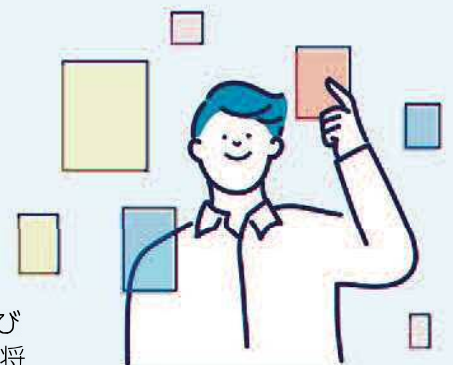
★ 分類2の判断指針

次の3つの要件をいずれも満たす企業は、分類2に該当します。(回収可能性適用指針19項、20項)

1. 過去(3年)及び当期の全ての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。
2. 当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。
3. 過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。

分類2では、一時差異のスケジューリング結果に基づいて繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性のあるものと判断されます。

ただし、スケジューリング不能な将来減算一時差異であっても、税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが、将来のいずれの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には、回収可能性のあるものと扱います。(回収可能性適用指針21項)



新入職員紹介

初めまして。4月3日よりさくら税理士法人に入所いたしました、山田陽来と申します。

大学では会計学や経営学を中心に学び、またサークルでは「会計学研究会」という団体に所属していました。そして卒業後には、地元の徳島で会計に携わる仕事をしたいと考え、こちらでお世話になることになりました。

趣味はプロ野球観戦で、特に今年の3月に開催されたWBCでは感動と勇気を与えられました。コロナ禍が落ち着いたら、実際に球場へ応援に行きたいと思っています。

税理士法人の一員として、必要な知識を一日でも早く身につけ、頼りにされる人材を目標に努めてまいります。

不慣れな点も多く、周りの方々にはご迷惑をおかけしますが、社会に貢献できるよう日々精進してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



山田 陽来

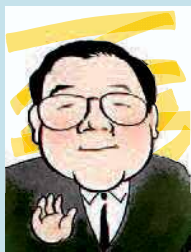


明石 麗央奈

4月3日よりさくら税理士法人に新卒で入所いたしました、明石麗央奈と申します。趣味はイラストを描くことで、高校時代はアニメ・漫画部に所属していました。

実務で行うことは、学校で習った会計とは異なるもので「まだまだ知らないことがたくさんあるんだな」と、実感しています。身に着けた簿記の基礎知識を生かしながら、さらに高度な知識を身に付けられるよう、現状に満足せず、常に上を目指す気持ちで日々勉強に励んでいきたいです。

初めてのことで至らぬ点が多いかと思いますが、少しでも早く仕事や新しい生活に慣れることができるよう精一杯頑張りますので、温かい目で見守っていただけたら嬉しいです。また、積極的にたくさんの人と関わることができたらいいなと思っています。どうぞご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



恥はかき捨て⑨ 夏、濡らしたシーツを被って寝た!!

古い大阪のアパート。夏、焼け付くように暑かった。クーラーも扇風機も無し。シーツを濡らし、それを被って寝た。少し気持ちが悪かったがすぐに眠れた。朝、シーツはカラカラ。一度も風邪をひかなかった。若い頃、信じられないほど元気だった私。今も元気だが、雲泥^{うんでい}の差がある。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181

さくら通信 6 月号 訂正のお詫び

さくら通信 2 ページの雇用保険料率に誤りがありました。
深くお詫びを申し上げますとともに訂正いたします。

<誤>

事業の種類	令和5年4月1日～		
	①被保険者負担率	②事業主負担率	①+②保険率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

<正>

事業の種類	令和5年4月1日～		
	①被保険者負担率	②事業主負担率	①+②保険率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000